

指定短期入所生活介護(介護予防)特別養護老人ホーム南八幡友の家(空床利用型)事業  
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人タービュランス福祉会が開設する特別養護老人ホーム南八幡友の家(以下「施設」という。)が行う指定短期入所生活介護(介護予防)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護(要支援)状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定短期入所生活介護(介護予防)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム南八幡友の家
- 二 所在地 高崎市山名町150番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(特別養護老人ホーム南八幡友の家の管理者と兼務)  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 従業者 医師 1名(非常勤1名)  
生活相談員 1名以上(常勤換算)  
看護職員 1名以上(常勤)  
介護職員 6名以上  
栄養士 1名(本体施設と兼務)  
機能訓練指導員 1名(看護職員と兼務)

従業者は、指定短期入所生活介護(介護予防)の提供に当たる。

(利用定員及びユニット数、ユニットごとの入居定員)

第5条 利用定員は20名とする。

- 一 ユニットの数 2
- 二 ユニットごとの入居定員は10名とする。

(短期入所生活介護(介護予防)の内容)

第6条 指定短期入所生活介護(介護予防)の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練)
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認

- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 レクリエーション
- 九 その他利用者に対する便宜の提供  
(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護(介護予防)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護(介護予防)が法定代理受領サービスであるときは、それぞれ1割、2割、3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
  - 一 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
  - 二 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
  - 三 理美容代として、その実費。
  - 四 その他指定短期入所生活介護(予防介護)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。  
(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、高崎市、藤岡市の区域とする。  
(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第9条 利用者は、指定短期入所生活介護(予防介護)の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
  - 二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指導のもと行うこと。
  - 三 浴室を利用する際には、体調不良等異常がある場合には必ず申し出ること。
  - 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。  
(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所生活介護(介護予防)を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。  
また別に定める「事故発生及び緊急時の対応について」に基づき行動する。  
(身体拘束の制限)

第11条 従業者は、短期入所生活介護(介護予防)の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。  
なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。  
(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画

に基づき、毎年度に2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待への対応)

第13条 施設は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)等の規定により、施設に勤務する職員に対し研修を実施する等、必要な体制の整備を行うとともに、虐待の未然防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等の規定に基づき、速やかに状況を確認するなどし、関係各所に情報提供するとともに相互に連携し、適切な対応をとるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヵ月以内

二 継続研修 年2回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人タービュランス福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(口腔衛生管理)

第15条 入所者の口腔内の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

2 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施する。

3 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理実施に当たって、当該情報、その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のため必要な情報を活用する。

## 附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、平成30年6月1日から施行する。  
この規程は、平成30年11月1日から施行する。  
この規程は、令和4年6月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。  
この規程は、令和6年8月1日から施行する。  
この規程は、令和6年11月1日から施行する。  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

重要事項説明書(令和8年1月料金変更)

短期入所生活介護 特別養護老人ホーム南八幡友の家のサービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業者が契約者に説明を行い、同意を得ました重要事項のうち、利用料(介護報酬告示上の額の1割から3割負担分)が下記の通り変更となります。

【短期入所生活介護 特別養護老人ホーム南八幡友の家】

地域区分 6級地 単位数単価 10.33円

高崎市は、地域区分が6級地のため、総単位数に10.33円を乗じた金額の1割から3割が自己負担になります。小数点以下の端数処理の関係により、差異が生じることがあります。

【併設型ユニット型短期入所生活介護費(I) ユニット型個室】

要介護1	704 単位/日	要介護2	772 単位/日
要介護3	847 単位/日	要介護4	918 単位/日
要介護5	987 単位/日		

【併設型ユニット型介護予防短期入所生活費(I) ユニット型個室】

要支援1	529 単位/日	要支援2	656 単位/日
------	----------	------	----------

【加算】

- ・夜勤職員配置加算Ⅱ 18 単位
- ・サービス提供体制加算(Ⅱ) 18 単位/日
- ・送迎加算 片道 184 単位/日
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 月々の総単位数に14.0%乗じた分加算
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位/月

【食費等その他】

- ① 滞在費・食費 滞在費 2,066 円/日 食費 1,650 円/日  
(食費内訳 朝食:480 円 昼食:580 円 夕食:590 円)

【利用者負担段階】

- ・利用者負担第4段階 滞在費 2,066 円/日 食費 1,650 円/日
- ・利用者負担第3段階② 滞在費 1,370 円/日 食費 1,300 円/日
- ・利用者負担第3段階① 滞在費 1,370 円/日 食費 1,000 円/日
- ・利用者負担第2段階 滞在費 880 円/日 食費 600 円/日
- ・利用者負担第1段階 滞在費 880 円/日 食費 300 円/日

令和8年1月1日

契約者(利用者)氏名

印

身元保証人・ご家族氏名  
(連帯保証人)

印

## 事故発生時及び緊急時の対応について

(1) サービス提供時又はその他の時間帯において事故が発生した場合は、次の要領により対応させていただきます。

① 転倒、骨折が疑われる場合

- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ 疼痛の観察、炎症症状の観察、出血の有無、バイタルサインのチェックをする。
- ・ 骨折などの外科的処置を必要とする事故が生じた場合には主治医に連絡し指示を受ける。
- ・ 状態に応じ救急車を依頼する。

② 誤嚥、誤飲の場合

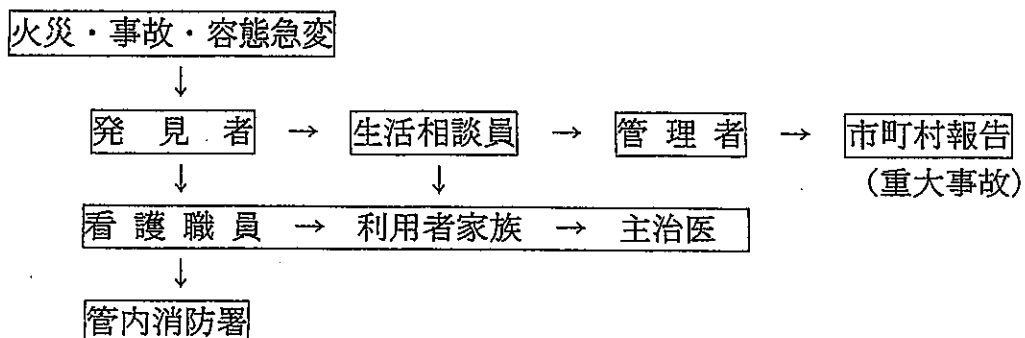
- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ タッピング施行し、(背中をたたく)様子観察を行う。
- ・ 主治医に連絡し必要時は救急車を依頼する。

③ 意識消失の場合

- ・ あわてず速やかに対応する。
- ・ バイタルサインをチェックする。
- ・ 意識レベルの確認をする。
- ・ 消失時の時間を確かめ、記録する。
- ・ 主治医に連絡し、指示を受ける。

④ 経過をよく検討し、担当者は事故報告書を速やかに提出する。

(2) 緊急時の連絡体制については、下記の要領に従い対応させていただきます。



- ※ 状況により変更する場合があります。
- ※ 緊急時における責任者は管理者です。

〒370-1213 高崎市山名町150番地  
特別養護老人ホーム 南八幡友の家

027-095-9210